

社会生活基本調査の実施の必要性

社会生活基本調査は、統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計である社会生活基本統計を作成するための調査。

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動など国民の社会生活の実態を明らかにするものであり、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画、少子・高齢化対策などのための基礎資料として不可欠である。